

## 国営讃岐まんのう公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)に関する意見募集結果と今後の予定について

国営讃岐まんのう公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成25年度から、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。この度、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）に従って運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるに当たり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成24年3月30日（金）から平成24年4月13日（金）までご意見を募集いたしました。今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

◆四国地方整備局ホームページ◆

<http://www.skr.mlit.go.jp/>

平成24年 6月27日  
国土交通省 四国地方整備局

### 【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

課長 森口 俊宏（もりぐち としひろ）  
課長補佐 石原 弘之（いしはら ひろゆき）

TEL 087-811-8315（直通）  
〒760-8554 高松市サンポート3番33号

# 国営讃岐まんのう公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項 (案)に関する意見募集結果と今後の予定について

## 1. 意見募集結果について

国営讃岐まんのう公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成25年度から、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。この度、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）に従って運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるに当たり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成24年3月30日（金）から平成24年4月13日（金）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、下記の四国地方整備局のホームページからご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

四国地方整備局 <http://www.skr.mlit.go.jp/>

ご意見募集に当たり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照ください。

## 2. 今後の主な予定

平成24年 6月29日（予定） 運営維持管理業務 募集開始

平成24年 11月上旬 運営維持管理業務 事業者決定

## 3. 意見募集結果の公表に関する問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

課長 森口 俊宏

課長補佐 石原 弘之

TEL 087-811-8315（直通）

※意見募集結果の公表に関するお問い合わせは、8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）までの間に受け付けております。

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項(案)	全般的事項	現受託者の意見を聴取して、実施要項に反映する仕組みとすべきではないでしょうか。	パブリックコメントの中で、現受託者も意見を提出することが可能です。
2	実施要項別紙資料(案)	P.4 1.1.5 対象業務の概要 別紙9(P.別紙142、143～145) 収益施設管理運営規定書 第2章マネジメント 第26条基本事項、第28条許可、承諾等を要する事項	独立採算で行う収益施設等運営業務の決算書類を提出するとありますが、これについては委託費と兼務する人件費等区分経理が必要な業務に対象を限るべきではないでしょうか。	収益施設等管理運営業務に関する決算書類の提出は、国の委託費を支出していないことを確認するとともに、収益施設の収支の情報を把握することにより土地使用料又は建物使用料を適正に算出するために必要なものです。 また、公園管理者である国が公園の利用状況を把握するため、月報により各収益施設の利用状況を提出・報告頂く必要があると考えております。 なお、決算書類の確認に際しては、国による過度な関与とならないよう留意しています。
3	実施要項(案)	P.6(4) 1.1.5 対象業務の概要	⑤収益施設等管理運営業務に関しては、①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務との関係で【調整】となっていますが、②施設・設備維持管理業務等と同じように【統括】とすべきではないでしょうか。	収益施設等管理運営業務は、委託費を充当しない業務であることから【調整】としております。それ以外の施設・設備維持管理業務等は、委託費を充当する業務であることから、【統括】としております。
4	実施要項(案)	P.9 1.3.1 包括的な質の設定 多様な利用プログラムの提供	多様な利用プログラムの「達成すべき質」は、単に「開催回数、延べ参加人数」の多少だけでなく、アンケート等による「満足度」のアウトカム指標を加えるべきではないでしょうか。	業務の実施状況を確認する上で包括的な質について客観的な評価を行う必要があることから、包括的かつ簡潔な内容であり、定量的に計測が可能な、比較対象となる過去の実績が記録されているものとして、開催回数、延べ人数を設定しております。ご提案の内容は、個別のプログラムによって満足度が異なると考えられることから、設定することは困難と考えています。
5	実施要項(案)	P.9 1.3.1 包括的な質の設定	マスコミ報道件数のカウント対象として、ホームページ等インターネット記事掲載のものも含めるべきではないでしょうか。	ネット媒体での記事について、一つの記事がポータルサイトやブログ等のリンクを通じて多数のウェブサイトに掲載されることが多く公正な掲載実績の計測が困難であること等から、達成すべき質として設定することはできないと考えています。
6	実施要項(案)	P.13 1.3.5 委託費の支払い方法	C)各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払いの限度額のいずれか低い額とすると記述しているが契約額の範囲内であれば、事業者の努力が報われる(経費削減等他)請負契約方式に変更できないか。	満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
7	実施要項(案)	P.13 1.3.5 委託費の支払い方法	3.委託費の精算について 予算通りに使い切るという考えは捨てて全契約年度(3年間)での収支精算とすべきではないか。	

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
8	実施要項(案) P.13 1.3.5 委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務 c)各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする	c)「各年度の落札後の精算は行わない。」とされたい。		満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
9	実施要項(案) P.13 1.3.5委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務 c)	委託費の支払いに関して、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とするとの記載を削除すべきと考えます。		
10	別紙資料(案) 実施要項P.13 1.3.5 委託費の支払い方法 別紙5(P.別紙34～36) 第16条 業務報告書	(1)公園運営維持管理業務 c)の委託費の確定額の考え方の規定では民間参入のインセンティブが働かないため、事業者の削減努力が利益となる請負契約方式とすべきではないでしょうか。		
11	実施要項(案) P.13 1.3.5 委託費の支払い方法	(2)収益施設等管理運営業務に関する施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定する場合は、公園管理者と事業者との協議とすべきではないでしょうか。		
12	実施要項(案) P.16 事業者と四国地方整備局の責任分担	収益施設について「建物の構造にかかる部分」の定義を明確にすべきではないでしょうか。		
13	実施要項(案) P.18 2. 実施期間に関する事項	植物管理について3年では成果・実績が出にくいこと。トータルコストを考えれば3年より5年の方が、よい管理が出来る。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入しているところであり、業務の成果を検証しているところです。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、業務の適正な期間について引き続き確認していることから、今回も3年間の業務として実施することとしています。
14	実施要項(案) P.18 2. 実施期間に関する事項	3年間で植物管理など自然を管理する部門においては、期間が長いほど企画や収益事業の設備投資がしやすいので、多くの指定管理者制度のように5年程度の事業期間にしてもらいたい。		
15	実施要項(案) P18. 2. 実施期間に関する事項 本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。 平成25年4月1日～平成28年3月31日	・期間が3年では短すぎる。5年程度の期間が妥当ではないか。		

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
16	実施要項(案) P.18 2. 実施期間に関する事項	1管理期間について、試行的考えで3年間としているようですが、5年以上が望ましいのではないかと。		
17	実施要項(案) P.18 2. 実施期間に関する事項 本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。 平成25年4月1日～平成28年3月31日	「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。平成25年4月1日～平成30年3月31日」とされたい。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入しているところであり、業務の成果を検証しているところと見受けられます。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところと見受けられ、業務の適正な期間について引き続き確認していることから、今回も3年間の業務として実施することとしています。
18	実施要項(案) P.18 2. 実施期間に関する事項	実施期間が3年間となっていますが、5年間にすべきと考えます。		
19	実施要項(案) P.18 2. 実施期間に関する事項	3年以上(3年3ヶ月)の業務期間ではなく、多くの指定管理者制度のように、国営公園についても5年に拡大した方が事業効果が高まるのではないのでしょうか。		
20	実施要項(案) P.21 3. 2 企業の業務実績に関する要件 表7	共同体応募の場合、代表団体を除く構成員については、「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とあり、これは再委託の実績も認めるものと解釈していますが、再委託の実績も認めることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。		「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とは、代表者としての実績がない共同体の一員でも、業務を確実かつ円滑に執行できる能力がある場合は実績として認めるという意味であり、再委託の実績を認めるという趣旨ではありません。なお、再委託の実績については、表7の注1にあるとおり、契約書等により内容が明確に確認できる場合については、業務実績に関する要件と認められます。
21	実施要項(案) P.23～24 3. 3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8	従来の企画運営管理業務の業務責任者の実績は、今回の「①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)」の同種業務の経験年数としてカウントできることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。		従来の企画運営管理業務はマネジメントを含まないため、企画運営管理業務の業務責任者の経験のみでは、実施要項表8に示す「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」の業務責任者(総括責任者)の同種業務の経験とはみなされません。ただし、類似業務の経験とすることは適切と考えられますので、「マネジメント」及び「企画運営管理」について、類似業務の実績に加えることとします。
22	実施要項(案) P.23 表8 配置予定技術者の業務実績などに関する要件	総括責任者及び業務責任者の変更について、病気・死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は記載されていますが、それ以外の変更についても認めるべきと考えます。		「包括的な質」及び「個別業務の質」を達成していくためには、総括責任者と各業務の業務責任者が一体となって業務を進めて行く必要があります。そのため、企画書に関するヒアリングでは、総括責任者及び業務責任者に対して、提案の実現可能性等を確認し、評価項目の得点に反映させることとしており、両者の責任は極めて大きいことから、「病気・死亡等の事情によりやむを得ない場合は、当初の者と同等以上の者であれば事業者と国との協議によって変更が可能」と記述しています。
23	実施要項(案) P.24 3. 3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 別紙48(P.別紙367) 提出様式1-5-1 実施要項で定める業務責任者	総括責任者及び業務責任者を変更するのは「病気・死亡」に限定されているように見受けられるため、この「病気・死亡」の例示は削除すべきではないでしょうか。		「包括的な質」及び「個別業務の質」を達成していくためには、総括責任者と各業務の業務責任者が一体となって業務を進めて行く必要があります。そのため、企画書に関するヒアリングでは、総括責任者及び業務責任者に対して、提案の実現可能性等を確認し、評価項目の得点に反映させることとしており、両者の責任は極めて大きいことから、「病気・死亡等の事情によりやむを得ない場合は、当初の者と同等以上の者であれば事業者と国との協議によって変更が可能」と記述しています。

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
24	実施要項(案) P.32~34 5.1 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定	提案項目審査が細分化し過ぎており、入札参加者独自の新たな提案がしにくいと、提案項目を大きくしたり、入札参加者の裁量による提案項目を設けてもよろしいのではないのでしょうか。		提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しております。なお、入札参加者による提案については、「従来の実施方法に対する改善提案」で受けることとしております。
25	実施要項(案) P.32~35 別紙48(P.別紙393~406) 提出様式2-2-1~2-2-12	・企画提案で記載すべき項目を規定しすぎている。 ・特に、「提出様式2-2-1~2-2-12」においては、基本方針と5つの企画提案をA42枚に記載しなければならず、内容を十分に記述するには紙面が足りない。 ・事業者が独自の提案を表現できるような企画提案とすべき。		提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、当該枠組みの下で、ご提案頂きたいと考えております。
26	実施要項(案) P.35 5.2.1 事業者の決定方法	調査基準価格が「予定価格に6/10を乗じて得た額」とされているが、ダンピング対策のためにも請負工事と同様に、7/10~9/10の範囲に改めるべきではないのでしょうか。		役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしております。なお、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
27	実施要項(案) P.35 5.2.2 総合評価の方法(協議中)	総合評価の価格点:技術点の割合が1:2となっておりますが、提案項目審査の内容から、質的要件の比重が非常に大きくなっているため、価格点:技術点の割合は1:3にすべきではないのでしょうか。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入し、総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところであります。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、今回実施する12公園の業務成果等を踏まえて検証していくこととしております。ことから、今回も1:2として実施することとしております。
28	実施要項(案) P.35 5.2.2総合評価の方法	適切な履行が行われない低価格競争になるのではないかと。		適正な業務の履行を促す観点などから、業務評定に係る項目を設定しております。これまでの運営維持管理業務においては、業務評定の項目がなかったため、今回の落札者決定方法に業務評定を反映させることはありませんが、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
29	実施要項(案) P.35 5.2.2総合評価の方法	適切な施工・履行がされない低価格競争になる恐れがある。(前回の民間競争において落札価格が3割以上下回っている。)		適正な業務の履行を促す観点などから、業務評定に係る項目を設定しております。これまでの運営維持管理業務においては、業務評定の項目がなかったため、今回の落札者決定方法に業務評定を反映させることはありませんが、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
30	実施要項(案) P.35 5.2.1事業者の決定方法 b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格(予定価格に10分の6を乗じて得た額)を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。	・調査基準価格が「予定価格の10分の6」という根拠は何ですか？ ・予定価格の10分の6は、安すぎると思います。 ・例えば、最低基準価格を適正額に設定し、それ以下は失格、または低価格の場合は、技術提案書の得点を1/2にするなどのペナルティを課すなど、低価格競争にならない手立てが必要と。		役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしております。なお、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
31	実施要項(案) P.35 5.2.2総合評価の方法	$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$ $(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$ ・評価に対する価格のウエイトが大きすぎる。 ・技術点を重点的に評価すべき。 ・公園管理において、公園管理費の削減努力を行ってきており、更なるコストの削減よりも、企画提案内容を重視すべき。 ・価格を重視しない方策として、総合評価方式ではなく、「プロポーザル方式」とする方が適切ではないか。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入し、総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところです。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、今回実施する12公園の業務成果等を踏まえて検証していくこととしていることから、今回も1:2として実施することとしています。
32	実施要項(案) P.40 8.1報告について	検査や報告の書類を少なくする方法を考えていただきたい。		提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。提出内容について、公園管理者、受託者間で、簡素にまとまるよう協議したいと考えています。
33	別紙資料 共通仕様書、運営維持管理業務個別仕様書 全般的事項	共通及び個別仕様書において定められている膨大な提出書類について、効率化の観点から履行確認に必要な出来高数量関係の書類に絞るべきではないでしょうか。		提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。提出内容について、公園管理者、受託者間で、簡素にまとまるよう協議したいと考えています。
34	別紙資料 別紙5(P.別紙19~) 個別仕様書・共通仕様書全般	業務報告等において、書面での提出などを求めている項目が多いため、提出資料の簡略化・簡素化が必要である。		提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。提出内容について、公園管理者、受託者間で、簡素にまとまるよう協議したいと考えています。
35	別紙資料 別紙5(P.別紙36) 業務報告書 <定期報告で提出が必要な項目>、<実施状況等の記録書に添付が必要な項目>	項目の整理及び簡素化を図られたい。		提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。提出内容について、公園管理者、受託者間で、簡素にまとまるよう協議したいと考えています。
36	別紙資料 別紙5(P.別紙38) 第20条 委託費の支払い 3.各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。	・委託費の支払いが、「実支出額」と「契約金額の支払限度額」の低い方、というはおかしい。 ・価格を含めて評価しているので、入札で提示した額とすべき。		満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
37	別紙資料 別紙5(P.別紙45~46) 共通仕様書 第33条本業務の引継	事業者固有のノウハウに係る事項を引継対象とすることはおかしいのではないのでしょうか。例えば、「マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、マスコミとの連携に関する事項」を引き継ぐとありますが、これは事業者が確立した連携であって、引き継ぐ事項ではないと考えます。		事業者の知的財産に関わる部分については引き継ぎ対象とはしていませんが、国営公園維持管理を継続的に運営していくため、マスコミ等の連絡方法等第33条に記載された事項は、必要な引き継ぎ範囲であると考えられます。
38	別紙資料 別紙6~(P.別紙51~) 運営維持管理業務個別仕様書 全般的事項	個別仕様書が細かな部分まで設定され過ぎており、事業者側の創意工夫が発揮できないため、もっと緩和すべきではないでしょうか。		個別仕様書については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、その枠内で事業者の創意工夫を発揮して頂きたいと考えております。

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回 答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
39	別紙資料 別紙6～(P.別紙51～) 運営維持管理業務 個別仕様書 全般的事項	個別仕様書における委託者側の調査職員等と受託者側の業務責任者の役割分担を再度精査すべきではないでしょうか。		受託者側の業務責任者と委託者側の調査職員等との役割分担については、平成23年度に実施した市場化テストにおいて、一部見直しを行ったところであり、現行の役割分担については、適切な維持管理を行うために必要なものと考えています。
40	別紙資料 別紙9(P.別紙144) 収益施設等管理運営規定書 第28条 6 広告物の掲出	企画商品等の名称について、公園名を冠するほか、表記のサイズまで規定するなど、制限されていますが、事業者に裁量の幅を持たせるべきではないでしょうか。		ご意見をふまえ、名称指定及び大きさ指定は削除し、「企画商品などの企画名称に本公園の名称・ロゴ等を使用する場合は事前に四国地方整備局の許可を得るものとする」に修正します。
41	別紙資料 別紙9(P.別紙158) 収益施設等管理運営共通規定書 財産管理 第44条 備品の取り扱い 1) 自転車に関する方針	「計画的に自転車の更新を行う」とありますが期間や台数等を明確にすべきではないでしょうか。		ご意見をふまえ、1) 自転車に関する方針(2)の「計画的に自転車の更新を行うものとする。」から、「購入後概ね10年以上経過した自転車について、計画的に更新を行うものとする。なお、更新台数の目安としては、3年間で全台数の1/3とする。」に修正します。
42	別紙資料 別紙9(P.別紙170) 収益施設等管理運営共通規定書 個別規定書 レンタサイクル 第19条 費用負担	二人乗り自転車の確保台数について見直しをすべきではないでしょうか。		二人乗り自転車については公園の魅力構成する重要な要素と考えており現状の台数を維持することとしています。なお、利用状況に見合った適切な保有台数に関しては、施設等管理運営者と四国地方整備局の協議により変更できるものとしています。
43	実施要項 P.9 サービスの質の設定 別紙13(P.別紙203) 公園利用者数等 香川県外からの入園車両台数	香川県外からの来園数について、車両感知器が全ブース設置されておらず、正しい数値を把握できない状況にある中で、「達成すべき質」として香川県外からの来園者数を設定するのは不適當なのではないのでしょうか。		車両感知器については、全10ブースのうち7ブースに設置しており、「香川県外からの来園者数」については、この計測結果により算出することとしています。今回設定している達成すべき質「香川県外からの来園数」についても、同様な算出方法により、平成21～23年度実績平均値以上としており、適切と考えております。